

第50号議案

品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令において、介護保険法施行令が改正され、品川区介護保険制度に関する条例における施行令を引用している条項に変更が生じたため、必要な規定整備を行う。

2 改正の内容 ※新旧対照表のとおり

第一号被保険者の介護保険料段階判定に用いる指標の参照条文である介護保険法施行令第38条第4項が削除され、第22条の2第2項に規定されることとなったため条例を改正する。

3 施行期日

平成30年8月1日

【参考】

介護保険法施行令

新	旧
<p>(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)</p> <p>第 22 条の 2</p> <p>新設</p> <p>2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。</p> <p>(保険料率の算定に関する基準)</p> <p>第 38 条</p> <p>4 削除</p>	<p>(居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等)</p> <p>第 22 条の 2</p> <p>(保険料率の算定に関する基準)</p> <p>第 38 条</p> <p>4 第 1 項第 1 号ハの特別控除額は、租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。</p>

新旧対照表

○品川区介護保険制度に関する条例

新	旧
<p>(保健福祉事業)</p> <p>第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者(法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 3万240円</p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万240円</p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万6,960円</p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万7,040円</p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万7,120円</p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万7,200円</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 7万560円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。)</p>	<p>(保健福祉事業)</p> <p>第12条の2 介護者等を支援し、および被保険者が要介護状態となることを予防するため、必要があると認める場合は、区長は、推進委員会への諮問を経て、法第115条の49に規定する保健福祉事業を実施することができる。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者(法第9条第1号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号イまたはロに掲げる者 3万240円</p> <p>(2) 令第39条第1項第1号ハまたはニに掲げる者 3万240円</p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万6,960円</p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 4万7,040円</p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 5万7,120円</p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 6万7,200円</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 7万560円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(その額が零を下回る場合は、零とする。以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、その額が零を下回る場合は、零とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)または次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。)</p>

新	旧
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 8万640円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 8万640円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 9万4,080円</p> <p>ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 9万4,080円</p> <p>ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第11号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 11万880円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 11万880円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イ、第12号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 13万1,040円</p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 13万1,040円</p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イもしくは第13号イに該当する者を除く。）</p>
<p>(12) 次のいずれかに該当する者 14万4,480円</p> <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 14万4,480円</p> <p>ア 合計所得金額が1,200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第</p>

新	旧
<p>39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 15万7,920円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 18万8,160円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、2万6,880円とする。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成30年8月1日から施行する。</u></p>	<p>39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 15万7,920円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 18万8,160円</p> <p>2 前項第1号および第2号の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、2万6,880円とする。</p>